

第4回定例校長会レジュメ

1 日 時 令和7年7月23日（水）午前9時30分から

2 場 所 島本町役場 4階 議会第3・4会議室

3 次 第

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 案件

① 教総 議会の報告について

② 教推 夏季休業期間中の指導について

③ 教推 小中一貫教育推進協議会におけるみづまろキッズプラン進捗状況について

④ 教推 令和7年度第2回学校訪問について

⑤ 教推 令和7年度中学生チャレンジテストについて

⑥ 教推 学校教育自己診断の文言検討結果について

⑦ その他

(4) 閉会

次回の日程

8月22日（金）午前9時30分から

島本町役場 4階 議会第3・第4会議室

島教教第1258号

令和7年7月1日

各 学 校 長 様

島本町教育委員会事務局

教育こども部教育推進課長

夏季休業期間中における児童生徒の指導について（通知）

標記について、夏季休業期間中は、様々な問題行動や事故が起きやすいことから、その未然防止を図るため、児童生徒に対し有意義で規則正しい健全な生活を送るよう指導することが必要です。各校の実情及び実態に応じた指導計画を立案いただくとともに、「令和7年度島本町教育・保育重点目標及び関係機関に対する指示事項」及び下記通知文等にも留意し、児童生徒へのきめ細かな指導が行われるよう配慮願います。

記

「令和7年度 夏季休業期間中における児童生徒の指導について」

（島本町教育委員会作成）

「夏季休業期間中における児童生徒の指導について（通知）」（大阪府）

（令和7年6月26日付け教小中第1878号）

以上

< 担 当 >

教育推進課 原山・杉谷

電 話 075(962)0391（直通）

e-mail k-suishin@shimamotocho.jp

令和7年度 夏季休業期間中における児童生徒の指導について

島本町教育委員会

[留意事項]

1 生活指導について（保護者・地域・関係機関との連携等）

- (1) 児童生徒が生活習慣を確立しながら日常生活における様々な危険に適切に対応できるよう、学校、家庭、地域が連携し、共通理解を深めること。また、府内において検挙・補導される小中学生が増加していることに鑑み、保護者に対して、非行、犯罪被害、深夜徘徊、喫煙等の不良行為から児童生徒を保護し、教育するよう努めなければならないことを周知すること。加えて、児童生徒に電子端末や携帯電話やスマートフォン、ポータブルゲーム機、音楽用携帯プレーヤー等によるインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリング、時間管理・課金制限に係るペアレンタルコントロール機能の利用等について、保護者への啓発を図ること。
- (2) 教職員一人一人のいじめに対する姿勢や現在の学校の取組を確認し、いじめを認知した場合には、「学校いじめ防止基本方針」に則り、組織的に迅速かつ適切な対応に努めること。また、休業期間中は、SNS等インターネットを介したいじめや部活動に関わるいじめ等が生起する可能性が高くなることも考慮し、休業期間前後のアンケート調査や保護者との連携等、早期発見、早期対応に努めること。解消に向けて取組中の事案については、児童生徒の不安が生じないように休業期間中に教育相談を実施するなど、保護者と密に連携し、適切な支援に努めること。加えて、いじめによる重大な被害が生じる恐れがある場合や児童生徒及び保護者から申立てがあった際には、丁寧な事実確認に努めるとともに、必要に応じて警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。
- (3) 特に配慮を要する不登校児童生徒またはそれに準ずる児童生徒に対し、家庭及び関係機関との連携を図りながら「きめの細かい指導・支援」の充実と個の状況に応じた多様な学びの場や居場所の提供に努めること。また、欠席がめだち始める等、気になる児童生徒については、多様な支援や対応が可能となるよう、SC、SSW等を交えて欠席の要因を分析し、ヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、児童生徒や家庭の支援ニーズを含めた現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。なお、支援する際には、事前に教職員全体でヤングケアラーに関する意識を揃えておくこと。
- (4) 児童虐待が判明した場合（疑いのあるものを含む。）は、速やかに子ども家庭センター又は島本町こども家庭課に通告すること。気になる児童生徒については、保護者への連絡、家庭訪問及び児童生徒に直接面会する等、児童虐待も視野に入れて現状把握に努め、関係機関との連携を含めた相談機能と指導体制について充実を図ること。なお、要保護児童等の情報元や通告元に関する情報については、取扱いに十分留意すること。
- (5) 各学校において教育相談体制の充実を図るとともに、18歳以下の自殺

が全国的に長期休業明けに増加する傾向があることに鑑み、様々な相談窓口について児童生徒や保護者に広く周知を図ること。また、児童生徒の様々な不安を和らげ、夏季休業期間明けのスタートがスムーズに切れるよう万全を期すこと。

2 安全管理・指導について（学校安全、健康教育等）

- (1) 休業期間中の登下校の時間帯は通常と異なる場合もあるため、児童生徒への安全教育はもとより、保護者や地域、関係機関とともに犯罪被害から子どもを守る体制を確立するよう努めること。
- (2) 部活動においては、「島本町立中学校部活動の在り方に関する方針」（島本町部活動ガイドライン）を踏まえ、事前に無理が生じない計画・活動内容等について十分検討し、個々の児童生徒の健康状態を常に把握しながら、活動内での安全管理、安全指導に万全を期すること。特に、熱中症等の事故を予防するために、水分、塩分補給や休息を促すこと等、細心の注意を払うこと。
- (3) 日常生活における海や河川等での水遊びやスポーツ活動に当たり、天候の急変等に十分注意を払うことや、水難事故防止と安全確保に万全を期すよう児童生徒の指導に努めること

各市町村教育委員会
学校教育指導主管課長 様

大阪府教育庁
市町村教育室小中学校課長

夏季休業期間中における児童生徒の指導について（通知）

標記については、貴教育委員会において、地域の実情に応じた指導計画を立案中のことと存じます。

夏季休業期間中は、様々な問題行動や事故が起きやすいことからその未然防止を図るため、児童生徒に対し有意義で規則正しい健全な生活を送るよう指導することが必要です。

このことをふまえ、同期間中における児童生徒に対する指導にあたっての要点を下記のとおり、まとめました。各校への指導にあたり、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を参考にさせていただくとともに、必要に応じて府緊急支援チームの活用等も併せて万全を期するようお願いいたします。

記

1 非行及び犯罪被害等の防止について

児童生徒の基本的生活習慣の確立及び日常生活全般での様々な危険に適切に対応できるよう、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、共通理解を深め、指導の充実を図ること。また、保護者に対して、大阪府青少年健全育成条例に則り、非行や犯罪被害、さらには深夜徘徊、喫煙等の不良行為から児童生徒を保護及び教育するよう努めなければならないことを周知すること。加えて、府内において、検挙・補導される小中学生が増加していることに鑑み、必要に応じて警察と連携しながら対応に当たれるよう、各校において、所轄の警察署との連絡体制を構築しておくこと。その際、「相談から始まる！学校と警察との連携」（令和 7 年 1 月）等を活用しながら、警察との連携に対する教職員の意識の向上を図ること。

電子端末や携帯電話、スマートフォン等によるインターネット等の利用に起因した事件の被害・加害、誹謗中傷の書き込み、ネット依存に対しては、インターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭内でのルールづくりや、フィルタリング、時間管理・課金制限に係るペアレンタルコントロール機能の利用等について、保護者への啓発を図ること。

その際、「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成 31 年 3 月）、「SNS を通じた被害等の防止に向けたメッセージ『SNS の危険性について知ろう』」（令和元年 11 月）、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラムー追加資料ー」（令和 6 年 11 月）等を参考にすること。

また、薬物乱用の防止に向けては、特に若年者を中心とした大麻の乱用は、SNS 等での誤った情報の影響や知人からの誘いに応じる等の状況があることをふまえ、SNS の利用の仕方に加え、薬物乱用に関する正しい知識について指導するほか、薬物乱用と関連性が高い喫煙及び飲酒防止の指導等を徹底するとともに、保護者にも周知を行うこと。

2 いじめへの対応について

休業期間中には、SNS 等インターネットを介したいじめや部活動に関わるいじめ等が生起する可能性があり、初期対応が遅れ深刻化する危険性も考えられることから、児童生徒が発する悩み等のサイン等を見逃さないよう、長期休業開始前や休業明けのアンケート調査、保護者との連携、各種相談窓口の周知等により、いじめの早期発見、早期対応に努めること。また、解消に向けて取組み中の事案については、改めて全教職員で共通理解を図り、

丁寧に対応するとともに、児童生徒の不安が生じないように休業期間中に家庭訪問や教育相談を実施するなど、保護者との連携を密にし、適切な支援に努めること。

また、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月)、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月)をふまえ、各校において策定された「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、教職員一人ひとりのいじめに対する姿勢や現在の学校の取組みを確認し、迅速かつ適切に組織的な対応ができる体制であるか見直しを行うこと。その際、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(平成26年2月)、「いじめ対応セルフチェックシート」(令和元年6月)等も参考にすること。

加えて、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(令和5年2月)を基に、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、重大な被害が生じるおそれのあるいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めること。

なお、いじめ重大事態の対応に当たっては、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときはもとより、児童生徒や保護者から同様の申立てがあった際は、丁寧に事実関係の確認に努めるとともに、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月)や「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月)等に則って対応すること。また、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」(令和6年8月)等を活用し、休業期間中にいじめ重大事態に対する平時からの備えについても見直すこと。

3 体罰等の防止について

体罰やセクシュアル・ハラスメントは児童生徒の人権を侵害し、心に深い傷を残すだけでなく、学校に対する信頼を著しく失墜させることから、いかなる場合においても許されないことをすべての教職員に徹底すること。また、「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成19年11月)及び「不祥事予防に向けて(改訂版)」(令和2年3月)を活用し、適切な部活動のあり方を含めた体罰の未然防止に向け、教職員の意識改革に努めること。

4 長期欠席・不登校、児童虐待、安全確認等への取組みについて

理由を特定しにくい長期欠席者が大幅に増加していることや、不登校として判断した児童生徒についても、一旦不登校になると長期化することを鑑み、夏季休業期間中に、全児童生徒のこれまでの欠席・遅刻・早退状況を点検し、欠席がめだち始めた等、気になる児童生徒については、SC、SSW等の専門家も交えて欠席の要因を分析すること。また、欠席の続く児童生徒については、ヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、保護者への連絡、定期的な家庭訪問、児童生徒への直接面会等を適切に行うこと。支援に当たっては、児童生徒や家庭の支援ニーズをふまえたうえで、多様な支援や対応が可能となるよう、SC、SSW等の専門家や教育支援センター及び関係機関も含めて検討を行い、組織的・計画的な支援を行うこと。その際、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)、「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」(令和2年4月)及び「COCOLOプラン」(令和5年3月)等を参考とすること。

加えて、休業期間を利用し、未然防止や早期発見対応の観点から、教職員に対し、子どものSOSを受け止める力の向上に資する研修等の実施及び、2学期に向けて児童生徒への「SOSの出し方に関する教育」の計画を検討すること。

児童虐待防止については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年7月)の趣旨をふまえた対策を講じるとともに、児童虐待が判明した場合(疑いのあるものを含む)は、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」(令和元年12月)及び「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和2年6月)に基づき、速やかに子ども家庭センター又は市町村虐待担当課に通告すること。その際、要保護児童等の情報元や通告元に関する情報については取扱いに十分留意すること。また、要保護児童対策地域協議会において継続支援中の児童生徒についても、SC、SSW等の専門家や関係機関との連携を密にし、きめ細かな支援を行うこと。加えて、ヤングケアラーについては、家庭内の役割に対する児童生徒本人の認識等によっては、発見や支援が難しくなることから、「ヤングケアラーの支援に向けて」(令和5年10月)を参考に、研修等の機会を通じて教職員の意識を揃えておくこと。

不登校や児童虐待のリスクが考えられる児童生徒、また学校内外の集団との関わりの中で、生命又は身体に被害が生じるおそれがある児童生徒等の安全確認が困難になることも予想されるが、全教職員で共通理解を図り、必要に応じて警察、子ども家庭センター等の関係機関とも連携して安全が確保されるよう徹底すること。

5 安全管理・指導について

休業期間中の登下校の時間帯は通常と異なる場合もあるため、児童生徒への安全教育はもとより、危機管理マニュアルや登下校の見まもり体制（登下校のみならず移動中の児童生徒の名札や記名した持ち物等の取扱い等）を点検するとともに、校内の連絡体制及び警察等の関係機関との連絡・連携方法を再確認し、児童生徒の安全確保や犯罪被害の防止に努めること。また、宿泊を要する教育活動の実施に当たっては、宿泊先での安全確保にも努めること。その際、事前に無理が生じない計画を策定するとともに、緊急事態発生時の対処法等についても確認したうえで行うこと。

部活動等の活動においては、常に個々の児童生徒の健康状態を把握し、事故防止のための安全管理・指導に万全を期すること。また、児童生徒の熱中症を予防するため、健康観察をはじめ、こまめな水分・塩分補給や、休息を促すなど、健康管理を徹底すること。加えて「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）及び「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」（令和5年8月）をふまえた部活動実施に努めること。

さらに、日常生活における海や河川等での水遊びやスポーツ活動に当たっても、気候の急変等に十分注意を払う等、水難事故防止と安全確保に万全を期すよう児童生徒の指導に努めること。

6 教育相談体制の充実について

各学校においては、教育相談体制の充実を図るとともに、生徒指導上の課題を抱える児童生徒やその保護者に対して、教育相談の対応等によりきめ細かな支援に努めること。さらに、18歳以下の自殺が全国的に長期休業明けに増加する傾向があることに鑑み、児童生徒が誰にも悩みを伝えられないまま深刻な状況に陥ることもあることから、学校はもとより、市町村の相談窓口や以下の機関でも相談が可能であることを児童生徒や保護者に広く周知すること。

また、1人1台端末を活用した児童生徒の心身の状況の把握、スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング等、ICTを活用した取組みについても積極的に検討し、実施に当たっては、「大阪府教育庁 オンラインカウンセリングについての留意事項」（令和3年9月）を参考にすること。

○『すこやか教育相談24』

0120-0-78310 *24時間対応の電話相談窓口です。(IP電話からは、かかりません。)

○ 大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン (子どもからの相談) 06-6607-7361

Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン (保護者からの相談) 06-6607-7362

Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

しなやかホットライン (教職員からの相談) 06-6607-7363

Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

*電話相談 午前9時30分～午後5時30分 月～金曜日 (祝日・休日・年末年始は除く)

*Eメール相談 24時間受付 (回答は後日)

*FAX相談 06-6607-9826

○ 被害者救済システム『子ども家庭相談室』*大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です。
(18歳未満のみの対応) 0120-928-704 [無料電話]

(保護者等) 06-4394-8754

*午前10時～午後8時 月・火・木曜日 (祝日・休日は除く)

○ 児童相談所全国共通ダイヤル

189「イチハヤク」 *児童虐待に関する通告や子育ての悩み等の相談窓口です。

○『LINE相談』

実施日: 毎週日・月・火・水・木曜日 ※8月10日(日)～8月17日(日)を除く。

特設日: 8月22日(金)、23日(土)、29日(金)、30日(土)、9月5日(金)、6日(土)

相談受付時間: 午後7時～午後9時30分

相談対象者: 府内の小学校・義務教育学校・中学校・高等学校・支援学校の児童生徒

*学校に配付される『LINE相談』カードに掲載されている二次元コードからアクセスができます。

カードがない場合は、各校で掲示されるポスターをご覧ください。

○ 大阪府不登校支援センター『まいど』 *不登校に関する電話相談です。

実施日: 午前10時00分～午後4時00分 月～金曜日 (祝日・休日・年末年始は除く)

連絡先: 06-6694-3303

連絡先

担当 生徒指導グループ 南 智文

電話 06-6944-3823 (内線5483)

FAX 06-6944-3826

E-mail shochu-seito@gbox.pref.osaka.lg.jp

日時・場所

5月22日(木) 16:00～17:00 第二小学校 ランチルーム

参加者

一小:6人 二小:5人 三小:6人 四小:5人 一中:4人
二中:5人 一幼:1人 二保:0人 四保:1人 教委:1人 **計34人**

1 「みづまろキッズプラン」について

佐々木会長より

令和3年度から5年度までの3年間において、「みづまろキッズプラン（3か年計画）」に取り組み、「みづまろキッズ保育・教育ビジョン」を作成した。みづまろキッズ保育・教育ビジョンの3つのポイントとして、

- ① めざす子ども像である「自律（自分で考えて判断し行動する）・尊重（違いを理解し自他を尊重できる）児童生徒」の育成につながること。
- ② めざす子ども像やこれからの社会を創るすべての児童生徒に必要な3つの力（自己表現力・課題探究力・社会参画力）を高めること。
- ③ 校種を越えた教職員で対話を通して合意形成を図る時は、常に「みづまろキッズ保育・教育ビジョン」に立ち返ることで、手段を目的化しないこと。

昨年度は、保育所・幼稚園・小学校低学年において、みづまろキッズカリキュラムに基づいた保育・教育活動を実施するとともに、小学校中学年から中学校3年間においても、めざす子ども像を実現するための3つの力（自己表現力、課題探究力、社会参画力）を高めていける「総合的な学習の時間」となるよう、カリキュラムを見直し共通理解を図ってきた。

今、子どもたちの学びに対する主体性や、他者との関わりの中での当事者性に課題があると感じている。私たち一人ひとりの教職員が、自ら考え判断し行動し、違いを理解し自他を大切にできる学習環境を創るため、まずは、みづまろの視点でカリキュラムを捉え直し、実践していかなければならない。この一年も、対話を通して取組を進めていけたらと考えている。

品村副会長より

- ・みづまろキッズプランについての段階的なイメージについての説明・・ **別紙資料**

2 第一幼稚園の取組について

堀井園長より

- ・第一幼稚園の取組についての説明・・ **別紙資料**

3 各校でのこの一年の取組の方向性の共有

第一小学校より

- ・「総合的な学習の時間」のカリキュラムにみづまるキッズ保育・教育ビジョンの視点を入れた。
- ・めざす子ども像を実現するための3つの力（自己表現力、課題探究力、社会参画力）を、各教科で意識して実践していきたい。

第二小学校より

- ・カリキュラムマネジメントを通じて、みづまるキッズプランを推進していきたい。
- ・今年度後半にも校内研修を実施し、実践の検証を行い、次年度に繋げていけるようにしたい。

第三小学校より

- ・昨年度、校内委員会として総合委員会を立ち上げ、「総合的な学習の時間」の推進に取り組んでいる。
- ・昨年までの実践を、みづまるキッズ保育・教育ビジョンの視点で捉え直していきたい。

第四小学校より

- ・普段から地域とのつながりについて意識し、社会参画力の育成につなげたい。
- ・見えない学力をどう育むか、その重要性を教職員全体で共通認識を図りたい。

第一中学校より

- ・みづまるキッズ教育ビジョンを踏まえ、探求的な学習を推進していきたい。
- ・子どもが主体性をもって、学習や活動に取り組むことができるようにしていきたい。

第二中学校より

- ・校内研修の中で、年間カリキュラムを見直し、各教科間の連携を深めていきたい。
- ・子どもから出た意見を大切に、子どもたち自身が変容や成長に気づくことができるようにしていきたい。

4 その他(事務連絡等)

次回について・校内研修：「みづまるキッズカリキュラムと総合を繋ぐ」

各校の実施日程

第一小学校	7月22日
第二小学校	7月25日
第三小学校	7月24日
第四小学校	7月25日
第一中学校	7月24日
第二中学校	7月22日

1・みづまろキッズプランとは・・・

*めざす子ども像

- ・自ら考え判断し、行動できる子ども
- ・違いを理解し自分を尊重する子ども

これを表現するために必要な力

1・自己表現力（豊かな感性・表現力）

- ・見て、聴いて、感じたことを自分らしく表現する力

2・課題探究力（思考力の芽生え・自己肯定感を高める）

- ・自分なりに考え、探めていく力
- 工夫して遊びを深める（一人で考え楽しみ、遊ぶ）

3・社会参画力（協同性・コミュニケーション力）

- ・多様な価値観を持つ他者と、共通の目的のために協働する力
- 感じたことを伝え合い、共に考え一緒に工夫しながら遊びを深めていく（友達と共に）

この3つの育てたい力を基にしたプログラムを作成

みづまろキッズプラン・・・アプローチャリキュラム

自己表現力・課題探究力・社会参画力

これを表現するために
(幼稚園では)

みづまろキッズカリキュラムの中の「かがく遊び」を保育の中で実施する。

(小学校の活動につながるために)

2・みづまろキッズプランの考え方の経緯

令和3年度 「何を求められているのか理解できず・・・」

令和4年度 「とりあえずやってみよう」 事例は園長

令和5年度 「動画での事例発表」 事例は担任

3・みづまろキッズカリキュラムの実施

○はじめに

教材研究、共通理解

○遊んでみよう

- ①遊びを伝える
- ②話をする、伝え合う
- ③もう一度遊ぶ

4・記録のとりの方

教材研究、日案、遊びの記録→ 遊びに区切りがつくまで追っていく。
写真、子どものつぶやきなど載せる。

遊び実施日に言葉での感想の伝え合い。その時に子どもの様子、発見など感じたことを伝え合う。
学期ごと、遊びごとにまとめていく。

最後は考察、まとめをする

5・振り返り、感想

6・実施しての職員の変化

・教師がしっかりと教材研究、振り返り、反省することで保育の発展につながると感じることができた。

・とりあえずやってみたことで、科学的なおそびの面白さを教師も感じることができた。教材研究をしていくうえで、実際に遊んでみて、発見や気づきがあったり、かがく遊び（題材）の原理や特性などを調べたり、子ども達がどんなふうに遊ぶのかなと想像して楽しんだり、子ども達の思考についての気づきがあったり、この遊びが発展していくのかな？このまま終わるかな？など教師も子ども達の遊びの様子をみながら、保育を考えるようになった。

・子どもたちが「面白かった」「またやりたい」と思えるように。

この考えが保育の質の向上（専門性の向上）、保育を深めることにつながると思うようになった。

< みづまろキッズプランの段階的イメージ >

< みづまろキッズプランで育む3つの力 >

自己表現力・課題探究力・社会参画力

第3フェーズ

全教科・教育活動の中で当たり前に

第2フェーズ (令和6年度～)

『総合的な学習の時間』を中心に
遊びと学びをつなぐその先へ

第1フェーズ (令和3年度～5年度)

『生活(かがくあそび)』を中心に
遊びと学びをつなぐその先へ

生活・総合を軸にして

第2フェーズ

◎3年間、かがくあそびを中心に取り組むことで、学校の授業の中で子どもたちが「自己表現」、「課題探究」、「社会参画」する姿が見えてきた。



◎でも、決してその姿は、かがくあそび(生活科)の中だけで養うものではないよね。特に低学年に限らず、「遊びと学びをつなぐ『その先へ』」を形にしていくなが必要があるよね。

◎では、何ができるか……。『自己表現力』『課題探究力』『社会参画力』を養う機会が多そうであり、様々な教科との関連がもちやすい『総合』に着目するのはいいのではないかな。



◎じゃあ、まずは『総合的な学習の時間』のカリキュラムの中で、どのように「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」を育むことができるだろうか……。アイデアを出し合ったり、共通認識を図ったり、実際にカリキュラムを見直したりしよう！ (ここまでが令和6年度)



では、今年度！どの学年でどんなことができるか。この学年で取り組んできたこんなことに、みづまろの視点から少しカリキュラムを捉え直し、実践し、成長過程を記録してみよう。それをもとに、必要な環境や意識を向ける先について、教職員で対話を通して共通認識を図ろう。(これが令和7年度)

第1フェーズ

◎これからの未来を生きる子どもたち。そんな子どもたちには、「自ら考え判断し、行動できる」「違いを理解し自他を尊重できる」人であってほしい。



◎その姿を実現するには「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」を養う授業をしよう。

◎そもそも、子どもたちは遊びの中でその3つの力をフルに発揮しているよね。保幼で経験してきた「遊び」を「学び」の場でも取り入れていけば、いいのでは？！



◎「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」が自然とたくさん発揮されそうな『かがくあそび(生活科)』を中心に、学校でのみづまろキッズを育む計画を進めよう！！

島教教第 1 1 2 9 号

令和 7 年 6 月 2 3 日

各 学 校 長 様

島本町教育委員会事務局

教 育 推 進 課 長

教 育 総 務 課 長

令和 7 年度 第 2 回島本町立小学校・中学校訪問について（通知）

標記について、別紙のとおり実施いたします。

つきましては、学校訪問の目的に沿って実施できるよう配慮願います。

なお、点検を行う学校文書につきましては、担当及び管理職の事前点検の上、当日は別紙の 1 ～ 6 の分類ごとにまとめていただきますよう配慮願います。

< 担 当 >

教育推進課 岡澤・原山

電 話 0 7 5 (9 6 2) 0 3 9 1 (直 通)

e-mail k-suishin@shimamotocho.jp

別紙

令和7年度 第2回学校訪問（書類点検）について

目 的 学校教育法施行規則、島本町立学校園文書取扱規程等の趣旨を踏まえ、学校の文書が適正に処理されているか点検することにより、よりの確、且つ、能率的な文書処理に資することを目的として実施する。

訪問者 教育総務課及び教育推進課職員のうち4名程度

内 容 別紙の表簿等の点検

訪問日

月 日	時 間	学 校 名	訪 問 者（予定）
8月1日（金）	9:30～11:30	第一中学校	吉田・杉谷・三代・永井
	13:30～15:30	第四小学校	岡澤・原山・小東・乾
8月4日（月）	9:30～11:30	第二小学校	岡澤・杉谷・原山・三代
	13:30～15:30	第二中学校	吉田・山本・原山・永井
8月5日（火）	9:30～11:30	第一小学校	岡澤・杉谷・栗須・永井
	13:30～15:30	第三小学校	吉田・山本・栗須・乾

*時間については、多少前後する場合があります。

なお、変更等がある場合は、事前に教育推進課までご連絡ください。

※訪問者につきましては、変更になることもあります。

令和7年度

「中学生チャレンジテスト」 を実施します



© 2014 大阪府もずやん

大阪府教育委員会

実施の目的

- 大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校が、生徒の学力の状況をつかむことで、教育の成果と課題を明らかにし、今後の教育にいかします。
- 生徒のみなさんが、自分の学習の到達状況を正しく知ることにより、自分の学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めます。
- 大阪府教育委員会が、テスト結果を使って、大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書に記載する評定が、公平性の高いものであるかどうかを確認する資料を作成し、市町村教育委員会と学校に提供します。

実施内容

実施日	● 第1学年 ● 第2学年	<u>令和8年1月14日(水)</u>				
	● 第3学年	<u>令和7年9月2日(火)</u>				
対 象	● 府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び府立中学校並びに支援学校中学部の第1学年、第2学年、第3学年の生徒					
教 科	● 第1学年 国語、数学、英語（英語はリスニング問題を含む） ● 第2学年、第3学年 国語、社会、数学、理科、英語（英語はリスニング問題を含む）					
出題形式	● 選択式問題（選択肢から選んで答える問題） ● 短答式問題（短い語句や数値等で答える問題） ● 記述式問題（長い語句や文章等で答える問題）					
実施時間	● 1教科あたり45分					
時間割		1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
	第1学年	国語	数学	英語	—	—
	第2・3学年	国語	社会	数学	理科	英語

※各教科45分です。開始時刻は、各学校で決めます。

第1学年 出題範囲等

国語

※以下の題材を用いて、内容を正確に理解したり、適切に表現したりすることについて出題します。

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

数学

《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名		ページ
東京書籍	0章 算数から数学へ	3章 未知の数の求め方を考えよう	P.11～P.182
	1章 数の世界をひろげよう	4章 数量の関係を調べて問題を解決しよう	
	2章 数学のことばを身につけよう	5章 平面図形の見方をひろげよう	
学校図書	1章 正の数・負の数	4章 比例と反比例	P.9～P.202
	2章 文字式	5章 平面図形	
	3章 1次方程式		
教育出版	1章 整数の見方	4章 方程式	P.13～P.199
	2章 正の数、負の数	5章 比例と反比例	
	3章 文字と式	6章 平面図形	
啓林館	1章 正の数・負の数	4章 変化と対応	P.12～P.171
	2章 文字の式	5章 平面図形	
	3章 方程式		
数研出版	1章 正の数と負の数	4章 比例と反比例	P.12～P.188
	2章 文字と式	5章 平面図形	
	3章 1次方程式		
日本文教出版	1章 正の数と負の数	4章 比例と反比例	P.12～P.180
	2章 文字と式	5章 平面図形	
	3章 方程式		

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

英語

《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名	ページ
東京書籍	Unit 0 Nice to Meet You ～ Real Life English 4	P.6～P.99
開隆堂	Get Ready ～ Coffee Break 2 Word Web	P.7～P.98 P.141
光村図書	Let's Be Friends! ① ～ You Can Do It! ②	P.6～P.99
三省堂	For Self-study 1 ～ Project 2	P.6～P.101

※出題は《出題範囲を取り扱うページ》から行います。ただし、文法事項については《取り扱う言語材料》に記載しているものとします。

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

《取り扱う言語材料》

- 単文、重文
- 肯定及び否定の平叙文（現在形）
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、be動詞で始まるもの、助動詞（can, do など）で始まるもの、orを含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose）で始まるもの
- 名詞の単数形及び複数形
- 文構造
 - [主語＋動詞]
 - [主語＋動詞＋補語]のうち、主語＋be動詞＋[名詞 代名詞 形容詞]
 - [主語＋動詞＋目的語]のうち、主語＋動詞＋[名詞 代名詞]
- 代名詞
 - 人称や指示、疑問を表すもの
- 接続詞（and, but, or）
- 助動詞（can）
- 動詞の時制及び相など
 - 現在形
- 語句に関するもの
 - 月（January～December）12語

- 曜日（Monday～Sunday）7語
- 序数（first～thirteenth）13語
- 色（color, black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple）9語
- 場所（house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea）17語
- 食べ物（apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream）14語
- スポーツ（badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball）6語
- 身のまわりの物（chair, desk, hat, pencil, table, umbrella）6語
- 動物（bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger）9語
- 職業（astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet）10語
- 音声に関するもの

第2学年 出題範囲等

国語

※以下の題材を用いて、内容を正確に理解したり、適切に表現したりすることについて出題します。

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

社会

社会は、「A問題」「B問題」の2種類があり、各学校がどちらかを選択します。

A問題《出題範囲を取り扱うページ》

<地理的分野>

発行者	単元名	ページ
東京書籍	第2章 日本の地域的特色と地域区分	P.168～P.256
	第3章 日本の諸地域	
教育出版	第2章 日本の特色と地域区分	P.162～P.257
	第3章 日本の諸地域	
帝国書院	第2章 日本の地域的特色	P.154～P.268
	第3章 日本の諸地域	
日本文教出版	第2章 日本の地域的特色と地域区分	P.152～P.247
	第3章 日本の諸地域	

<地図>

発行者		ページ
東京書籍	統計	P.166～P.175
帝国書院	統計	P.165～P.173

<歴史的分野>

発行者	単元名	ページ
東京書籍	第4章 近世の日本	P.98～P.135
		P.138～P.147
教育出版	第4章 近世の日本と世界	P.95～P.135
		P.138～P.144
帝国書院	第3章 武家政権の展開と世界の動き	P.94～P.147
日本文教出版	第4編 近世の日本と世界	P.106～P.157

B問題《出題範囲を取り扱うページ》

<地理的分野>

発行者	単元名	ページ
東京書籍	第1章 地域調査の手法	P.140～P.220
	第2章 日本の地域的特色と地域区分	
	第3章 日本の諸地域	
教育出版	第1章 地域調査の方法を学ぼう	P.133～P.215
	第2章 日本の特色と地域区分	
	第3章 日本の諸地域	
帝国書院	第1章 身近な地域の調査	P.130～P.218
	第2章 日本の地域的特色	
	第3章 日本の諸地域	
日本文教出版	第1章 地域調査の手法	P.118～P.205
	第2章 日本の地域的特色と地域区分	
	第3章 日本の諸地域	

<地図>

発行者		ページ
東京書籍	統計	P.166～P.175
帝国書院	統計	P.165～P.173

<歴史的分野>

発行者	単元名	ページ
東京書籍	第4章 近世の日本	P.114～P.181
	第5章 開国と近代日本の歩み	
教育出版	第4章 近世の日本と世界	P.114～P.177
	第5章 日本の近代化と国際社会	
帝国書院	第3章 武家政権の展開と世界の動き	P.112～P.183
	第4章 近代国家の歩みと国際社会	
日本文教出版	第4編 近世の日本と世界	P.126～P.193
	第5編 近代の日本と世界	
	第1章 日本の近代化	

※A・B問題とも<地図>については、該当ページのうち<地理的分野>の教科書の出題範囲に関連する内容とします。出題にあたって提示する表や図・グラフなどにおいて、上記内容を活用する場合があります。

※A・B問題とも<地理的分野><歴史的分野>については、上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

数学

《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名		ページ
東京書籍	1章 文字式を使って説明しよう	3章 関数を利用して問題を解決しよう	P.11～P.124
	2章 方程式を利用して問題を解決しよう	4章 図形の性質の調べ方を考えよう	
学校図書	1章 式の計算	3章 1次関数	P.9～P.146 ◆P.136、P.137（逆）を除く
	2章 連立方程式	4章 図形の性質の調べ方	
教育出版	1章 式の計算	3章 1次関数	P.13～P.148
	2章 連立方程式	4章 平行と合同	
啓林館	1章 式の計算	3章 一次関数	P.12～P.129
	2章 連立方程式	4章 図形の調べ方	
数研出版	1章 式の計算	3章 1次関数	P.12～P.144
	2章 連立方程式	4章 図形の性質と合同	
日本文教出版	1章 式の計算	3章 1次関数	P.12～P.134
	2章 連立方程式	4章 図形の性質と合同	

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

理科

《出題範囲を取り扱うページ》

発行者	単元名	ページ
東京書籍	単元1 化学変化と原子・分子	P.12 ~ P.85
	単元2 生物のからだのつくりとはたらき	P.86 ~ P.165
	単元3 天気とその変化	P.168, P.169 P.171 ~ P.194 P.196 ~ P.199
啓林館	生命 生物の体のつくりとはたらき	P.2 ~ P.67
	地球 地球の大気と天気の変化	P.70 ~ P.92 P.94 ~ P.96
	物質 化学変化と原子・分子	P.138 ~ P.207

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含みます。

英語

《出題範囲を取り扱うページ》

- 1年生の教科書のすべての内容
- 2年生

発行者	単元名	ページ
東京書籍	Unit 0 My Spring Vacation ~ Stage Activity 2	P.6 ~ P.83
開隆堂	PROGRAM 1 New Start ~ Our Project 5	P.7 ~ P.91
光村図書	Unit 1 Hajin's Diary ~ Active Grammar 6	P.8 ~ P.81
三省堂	For Self-study 1 ~ Project 2	P.6 ~ P.81
啓林館	Unit 1 Talent Show ~ Project 2	P.5 ~ P.89

※出題は《出題範囲を取り扱うページ》から行います。ただし、文法事項については《取り扱う言語材料》に記載しているものとします。

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含みます。

《取り扱う言語材料》

- 重文、複文
- 肯定及び否定の平叙文
- 肯定及び否定の命令文
- 疑問文のうち、助動詞 (will など) で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの
- 文構造
 - ▶ [主語+動詞]
 - ▶ [主語+動詞+補語] のうち、主語+be 動詞+〔名詞 代名詞 形容詞 to 不定詞〕、主語+be 動詞以外の動詞+〔名詞 形容詞〕
 - ▶ [主語+動詞+目的語] のうち、主語+動詞+〔名詞 代名詞 動名詞 to 不定詞 that で始まる節〕
 - ▶ [主語+動詞+間接目的語+直接目的語] のうち、主語+動詞+間接目的語+〔名詞 代名詞〕
 - ▶ There + be 動詞+～
- 代名詞
 - ▶ 人称や指示、疑問、数量を表すもの
- 接続詞
- 助動詞
- 動詞の時制及び相など
 - ▶ 現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などをを用いた未来表現

- to 不定詞
- 動名詞
- have to, don't have to
- 感嘆文
- 語句に関するもの
 - ▶ 月 (January ~ December) 12 語
 - ▶ 曜日 (Monday ~ Sunday) 7 語
 - ▶ 序数 (first ~ thirteenth) 13 語
 - ▶ 色 (color, black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple) 9 語
 - ▶ 場所 (house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea) 17 語
 - ▶ 食べ物 (apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream) 14 語
 - ▶ スポーツ (badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball) 6 語
 - ▶ 身のまわりの物 (chair, desk, hat, pencil, table, umbrella) 6 語
 - ▶ 動物 (bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger) 9 語
 - ▶ 職業 (astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet) 10 語
- 音声に関するもの

第3学年 出題範囲等

国語

※以下の題材を用いて、内容を正確に理解したり、適切に表現したりすることについて出題します。

《取り扱う題材》

- 漢字の読み・書き、言葉の特徴やきまりに関するもの
- 書写
- 文学的な文章、説明的な文章
- 児童・生徒の作文、発表原稿などの成果物、その他図表等を含むさまざまな種類の資料
- 古典、その他複数の題材を関連付けたもの

《出題範囲を取り扱うページ》

- 2年生までに学習したすべての内容
- 3年生

発行者	単元名	ページ
教育出版	春に ～ 文法の小窓1 助詞のはたらき	P.15 ～ P.72
三省堂	言の森 ～ 漢字を身につけよう②	P.21 ～ P.70
東京書籍	生命は ～ 日本語探検2 連語・慣用句 アイスクリーム屋での言い争い	巻頭～P.71
光村図書	世界はうつくしいと ～ 言葉の釣り糸を垂らす	巻頭～P.71

社会

《出題範囲を取り扱うページ》

<地理的分野>

地理の教科書のすべての内容

<地図>

発行者		ページ
東京書籍	統計	P.166 ～ P.175
帝国書院	統計	P.165 ～ P.173

※<地図>については、該当ページのうち<地理的分野>の教科書の出題範囲に関連する内容とします。出題にあたって提示する表や図・グラフなどにおいて、上記内容を活用する場合があります。

<歴史的分野>

歴史の教科書のすべての内容

数学

《出題範囲を取り扱うページ》

- 1、2年生の教科書のすべての内容
- 3年生

発行者	単元名		ページ
東京書籍	1章 文字式を使って説明しよう	2章 数の世界をさらにひろげよう	P.11 ～ P.68
学校図書	1章 式の計算	2章 平方根	P.9 ～ P.72
教育出版	1章 式の計算	2章 平方根	P.13 ～ P.77 ◆ P.72、P.73（近似値と有効数字）を除く
啓林館	1章 式の展開と因数分解	2章 平方根	P.12 ～ P.67 ◆ P.50、P.51（真の値と近似値）を除く
数研出版	1章 式の計算	2章 平方根	P.12 ～ P.80 ◆ P.72、P.73（誤差と有効数字）を除く
日本文教出版	1章 式の展開と因数分解	2章 平方根	P.12 ～ P.68 ◆ P.64、P.65（測定値と誤差）を除く

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含まれます。

理科

理科は、「A 問題」、「B 問題」の 2 種類があり、各学校がいずれかを選択します。

A 問題《出題範囲を取り扱うページ》

- 1、2 年生の教科書のすべての内容
○3 年生

発行者	単元名	ページ
東京書籍	単元 1 化学変化とイオン	P.8 ~ P.71
	単元 2 生命の連続性	P.76 ~ P.81
啓林館	<u>生命</u> 生命の連続性	P.12 ~ P.15 ◆ P.15 「生殖細胞がつくられるときの細胞分裂」を除く
	<u>物質</u> 化学変化とイオン	P.104 ~ P.169

B 問題《出題範囲を取り扱うページ》

- 1、2 年生の教科書のすべての内容
○3 年生

発行者	単元名	ページ
東京書籍	単元 1 化学変化とイオン	P.11 ~ P.28
	単元 2 生命の連続性	P.72 ~ P.125
啓林館	<u>生命</u> 生命の連続性	P.2 ~ P.45
	<u>物質</u> 化学変化とイオン	P.106 ~ P.121

※ A・B 問題とも上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含みます。

英語

《出題範囲を取り扱うページ》

- 1、2 年生の教科書のすべての内容
○3 年生

発行者	単元名	ページ
東京書籍	Unit 0 Discover a New Side of Classmates ~ Unit 3 Read and Think 1	P.6 ~ P.35
開隆堂	PROGRAM 1 Japanese Bentos Are Interesting! ~ Power-Up ①	P.7 ~ P.39
光村図書	Unit 1 Virtual Safari Tour ~ Active Grammar 1	P.8 ~ P.39
三省堂	For Self-study 1 ~ Language Focus 3	P.6 ~ P.35
啓林館	Unit 1 Trick Your Eyes with Art ~ Unit 3 Living Side by Side Part 3	P.5 ~ P.37

※出題は《出題範囲を取り扱うページ》から行います。ただし、文法事項については《取り扱う言語材料》に記載しているものとします。

※上記以外のページにある資料等（年表、演習、コラムなど）で、上記出題範囲の内容であるものも含みます。

《取り扱う言語材料》

- 重文、複文
- 疑問文のうち、助動詞 (may, will など) で始まるもの、or を含むもの
及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの
- 文構造
 - ▶ [主語 + 動詞]
 - ▶ [主語 + 動詞 + 補語] のうち、主語 + be 動詞 + {名詞 代名詞 形容詞 to 不定詞}、主語 + be 動詞以外の動詞 + {名詞 形容詞}
 - ▶ [主語 + 動詞 + 目的語] のうち、主語 + 動詞 + {名詞 代名詞 動名詞 to 不定詞 that で始まる節}
 - ▶ [主語 + 動詞 + 間接目的語 + 直接目的語] のうち、主語 + 動詞 + 間接目的語 + {名詞 代名詞}
 - ▶ [主語 + 動詞 + 目的語 + 補語] のうち、主語 + 動詞 + 目的語 + {名詞 形容詞}
 - ▶ There + be 動詞 + ~
 - ▶ It + be 動詞 + ~ (+ for ...) + to 不定詞
- 代名詞
 - ▶ 人称や指示、疑問、数量を表すもの
- 接続詞
- 助動詞
- 動詞の時制及び相など
 - ▶ 現在形や過去形、現在進行形、過去進行形、現在完了形、現在完了進行形、助動詞などを用いた未来表現
- 形容詞や副詞を用いた比較表現
- to 不定詞

- 動名詞
- 受け身
- 語句に関するもの
 - ▶ 月 (January ~ December) 12 語
 - ▶ 曜日 (Monday ~ Sunday) 7 語
 - ▶ 序数 (first ~ thirteenth) 13 語
 - ▶ 色 (color, black, blue, green, red, yellow, white, orange, purple) 9 語
 - ▶ 場所 (house, library, park, school, station, bookstore, convenience store, hospital, police station, post office, restaurant, swimming pool, zoo, lake, mountain, river, sea) 17 語
 - ▶ 食べ物 (apple, banana, cherry, lemon, tomato, bread, curry and rice, pizza, rice, salad, sandwich, coffee, cake, ice cream) 14 語
 - ▶ スポーツ (badminton, baseball, basketball, soccer, swimming, volleyball) 6 語
 - ▶ 身のまわりの物 (chair, desk, hat, pencil, table, umbrella) 6 語
 - ▶ 動物 (bear, cat, dog, fish, horse, monkey, panda, rabbit, tiger) 9 語
 - ▶ 職業 (astronaut, baker, comedian, dentist, doctor, pilot, police officer, singer, teacher, vet) 10 語
- 音声に関するもの

結果の提供

◆ 結果は、生徒一人ひとりに個人票で提供されます。

(第1、2学年は令和8年3月中に、第3学年は令和7年11月中に学校から提供される予定です。)

生徒のみなさんに提供される個人票のイメージ

個人票のイメージは、国語の科目別結果と、総合的な学習の成果を示すグラフと表で構成されています。国語の結果は、問題形式別の得点と大阪府の平均点を比較するグラフと、問題領域別の得点と大阪府の平均点を比較する表で示されています。また、問題ごとのあなたの結果と大阪府の正答率等も示されています。

個人票には、以下の内容が記載されています

- 1 大阪府全体の得点ごとの生徒の割合
- 2 問題形式別のあなたの得点、大阪府の平均点
- 3 問題領域別のあなたの得点、大阪府の平均点
- 4 問題ごとのあなたの結果、大阪府の正答率等

個人票は、今後の学習に活用できます

- ◆ 自分の学習の得意なところや苦手なところがわかります。
- ◆ 間違った問題にもう一度取り組んだり、苦手分野の復習につなげたりすることができます。

大阪府公立高等学校入学者選抜調査書評定の府内統一ルールについて

- ①府教育委員会は、各学年の2学期末までの府内公立中学校の評定の状況により、各学年の「府全体の評定平均」を定めます。
- ②各中学校は、1月に実施するチャレンジテストの自校の結果と府全体の平均とを比べて、自校の各学年の「評定平均の範囲」を算出します。

【例】中学1年生の府全体の評定平均が3.47の場合の「評定平均の範囲」

	X中学校	Y中学校	府全体
チャレンジテストの平均点	57.0点	63.0点	60.0点
チャレンジテストの対称比【A】	0.95	1.05	1.00
評定平均の目安【B】 (「府全体の評定平均」×【A】)	3.30	3.64	3.47
評定平均の範囲(【B】±0.3)	3.00～3.60	3.34～3.94	—

- ③各中学校は、自校の各学年全体のチャレンジテスト実施教科(中学1年生は3教科(国、数、英)、中学2年生は5教科(国、社、数、理、英))の評定の平均と、②で求めた「評定平均の範囲」とを比べ、適切な評価が行われているか検証します。「評定平均の範囲」に収まらない場合は、評価の方法の見直しを行ったうえで、評定をつけます。

- ①5教科(国、社、数、理、英)について、府教育委員会は、中学2年生の学年末の府内公立中学校の評定の状況により、中学3年生の「府全体の評定平均」を定めます。

- ②各中学校は、中学3年生の9月に実施するチャレンジテストの自校の結果と府全体の平均とを比べて、自校の「評定平均の範囲」を算出します。(上記【例】を参照)

- ③各中学校は、自校の3年生全体の5教科の評定の平均と、②で求めた「評定平均の範囲」とを比べ、適切な評価が行われているか検証します。「評定平均の範囲」に収まらない場合は、評価の方法の見直しを行ったうえで、評定をつけます。

- ④4教科(音楽、美術、保健体育、技術・家庭)について、府教育委員会は、中学2年生の学年末の府内公立中学校の評定の状況により、中学3年生の「府全体の4教科の評定平均」を定めます。

- ⑤各中学校は、自校の3年生全体の4教科の評定平均を算出します。そして、「府全体の4教科の評定平均」の±0.3の範囲と②で求めた「評定平均の範囲」とを組み合わせて設定した「自校の4教科の評定の範囲」と、自校の3年生全体の4教科の評定平均とを比べ、適切な評価が行われているか検証します。「自校の4教科の評定の範囲」に収まらない場合は、評価の方法の見直しを行ったうえで、評定をつけます。

1・2年生

3年生



© 2014 大阪府もずやん

復習教材について

- 日々の学習や苦手分野の復習に役立つ情報については、大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課のウェブサイトにも復習教材として掲載していますので、ご活用ください。

中学生チャレンジテスト復習教材
(大阪府教育庁 HP)

https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakkō/challenge/r02_3_fukushu.html



※事業の一部（問題の配送・回収、採点・集計等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施します。

令和7年度使用 学校教育自己診断 小学校 (共通項目) (案)

※ それぞれの項目について、「よくあてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」「わからない」の5件法で調査

1. 学校の生活について

児 童 学校へ行くのが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。

教職員 学校では、児童がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

2. 「確かな学力」の育成について

児 童 学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。

保護者 学校は、子どもが進んで学習に取り組むように工夫している。

教職員 学校では、授業が「主体的に学ぶ力」がつくように工夫改善を図っている。

3. ICTの活用について

児 童 学校で、コンピュータやプロジェクター、タブレット端末を使った授業をしている。

保護者 学校は、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使ったわかりやすい授業を行っている。

教職員 学校では、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使った授業づくりを推進している。

4. 学校の通知表について

児 童 通知表の内容は、納得できる。

保護者 通知表は、よくわかる。

教職員 学校の通知表は、児童・保護者にわかりやすく、適切な評価が行われている。

5. 自学自習について

児 童 自ら進んで学習（宿題、予習・復習、自主学習など）している。

保護者 学校は、自主学習の取組を推進している。

教職員 学校では、自学自習力育成のため、全体で取り組んでいる。

6. 読書習慣について

児 童 読書をよくする。

保護者 学校は、子どもに読書の習慣がつくよう指導している。

教職員 学校では、子どもの読書習慣の定着に向けた取組を、重点的に行っている。

7. 「キャリア教育」について

児 童 学校では、役割を果たすことの大切さ（かかり活動や当番など）や自分らしく生きることや、将来について考える機会がある。

保護者 学校は、学年に応じて、子どもが生き方や将来について考えられるような指導や役割を果たす大切さを伝える指導（キャリア教育）を行っている。

教職員 学校では、児童が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

児 童 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学ぶことができる。

保護者 学校は、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学んでいる。

教職員 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にする力を身につけるよう指導している。

9. いじめ防止・対応について

児 童 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことがある。

保護者 学校は、いじめ防止・対応の取組を行っている。

教職員 学校では、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。

10. 「食の教育」について

児 童 自分の健康を考えて給食を好き嫌いなく食べようとしている。

保護者 学校は、「食育」についての取組を推進している。

教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。

令和6年度使用 学校教育自己診断 小学校 (共通項目)

※ それぞれの項目について、「よくあてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」「わからない」の5件法で調査

1. 学校の生活について

児童 学校へ行くのが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くのを楽しみにしている。

2. 「確かな学力」の育成について

児童 学校で、自ら進んで学習に取り組んでいる。

保護者 学校は、子どもが進んで学習に取り組むように工夫している。

教職員 学校では、授業が「主体的に学ぶ力」がつくように工夫改善を図っている。

3. ICTの活用について

児童 学校で、コンピュータやプロジェクター、タブレット端末を使った授業をしている。

保護者 学校は、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使ったわかりやすい授業を行っている。

教職員 学校では、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使った授業づくりを推進している。

4. 学校の通知表について

児童 通知表の内容は、納得できる。

保護者 通知表は、よくわかる。

教職員 学校の通知表は、児童・保護者にわかりやすく、適切な評価が行われている。

5. 自学自習について

児童 自ら進んで学習（宿題、予習・復習、自主学習など）している。

保護者 学校は、自主学習の取組を推進している。

教職員 学校では、自学自習力育成のため、学校全体で取り組んでいる。

6. 読書習慣について

児童 読書をよくする。

保護者 学校は、子どもに読書の習慣がつくよう指導している。

教職員 学校では、子どもの読書習慣の定着に向けた取組を、重点的に行っている。

7. 「キャリア教育」について

- 児 童 学校では、役割を果たすことの大切さ（かかり活動や当番など）や自分らしく生きることや、将来について考える機会がある。
- 保護者 学校は、学年に応じて、子どもが生き方や将来について考えられるような指導や役割を果たす大切さを伝える指導（キャリア教育）を行っている。
- 教職員 学校では、児童が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

- 児 童 学校では、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学ぶことができる。
- 保護者 子どもは、お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学んでいる。
- 教職員 学校は、お互いの違いを認め合い、人を大切にする力を身につけるよう指導している。

9. いじめ防止・対応について

- 児 童 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことがある。
- 保護者 学校は、いじめ防止・対応の取組を行っている。
- 教職員 学校は、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。

10. 「食の教育」について

- 児 童 自分の健康を考えて給食を好き嫌いなく食べようとしている。
- 保護者 学校では、子どもと食について話をしている。
- 教職員 学校では、食に関する指導を計画的に実施している。

令和7年度使用 学校教育自己診断 中学校 (共通項目) (案)

※ それぞれの項目について、「よくあてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」「わからない」の5件法で調査

1. 学校の生活について

生徒 学校へ行くことが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くことを楽しみにしている。

教職員 学校では、生徒がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

2. 「確かな学力」の育成について

生徒 先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。

保護者 学校は、生徒が進んで学習に取り組むよう授業を工夫している。

教職員 学校では、生徒が主体的に学ぶことができる授業づくりを推進している。

3. ICTの活用について

生徒 一人一台端末（タブレット）を活用した授業は、わかりやすい。

保護者 学校は、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使ったわかりやすい授業を行っている。

教職員 学校では、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使ったわかりやすい授業を行っている。

4. 成績・評価について

生徒 学校が出す学習の成績・評価について、納得できる。

保護者 学校は、子どもの学力や学習状況に対する評価基準を、適切に提示している。

教職員 学校では、生徒・保護者にわかりやすく、適切な評価基準を提示している。

5. 自学自習について

生徒 自分から計画的に学習（宿題、予習・復習、自主学習など）している。

保護者 学校は、自学自習力の育成を推進している。

教職員 学校では、自学自習力育成のため、全体で取り組んでいる。

6. 読書活動の推進について

生徒 学校では、朝読書などの読書活動に積極的に取り組んでいる。

保護者 学校は、読書活動に積極的に取り組んでいる。

教職員 学校では、読書活動に積極的に取り組んでいる。

7. キャリア教育について

- 生徒 授業や様々な学校での活動の中で、自分の生き方（自分らしさ、他の人や社会とのかかわり、進路など）について、考える機会がある。
- 保護者 学校は、学年に応じて、それぞれの生き方（卒業後の進路を含む）について、考えられるような指導（キャリア教育）を行っている。
- 教職員 学校では、生徒が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

- 生徒 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶことができる。
- 保護者 学校は、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶ機会を設けている。
- 教職員 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について指導している。

9. いじめ防止・対応について

- 生徒 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことができる。
- 保護者 学校は、いじめ防止・対応について学ぶ機会がある。
- 教職員 学校では、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。

10. 「食の教育」について

- 生徒 学校では、「食」の大切さについて、考える機会がある。
- 保護者 学校は、「食育」についての取組を推進している。
- 教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。

令和6年度使用 学校教育自己診断 中学校 (共通項目)

※ それぞれの項目について、「よくあてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「まったくあてはまらない」「わからない」の5件法で調査

1. 学校の生活について

生徒 学校へ行くことが楽しい。

保護者 子どもは、学校へ行くことを楽しみにしている。

教職員 学校では、生徒がいきいきとした学校生活を送れるよう、学校全体で取り組んでいる。

2. 「確かな学力」の育成について

生徒 先生は、生徒が自ら進んで学ぶことができる授業を行っている。

保護者 学校は、生徒が進んで学習に取り組むよう授業を工夫している。

教職員 学校では、生徒が主体的に学ぶことができる授業づくりを推進している。

3. ICTの活用について

生徒 一人一台端末（タブレット）を活用した授業は、わかりやすい。

保護者 学校は、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使ったわかりやすい授業を行っている。

教職員 学校では、ICT機器（コンピュータやプロジェクター等）を使ったわかりやすい授業を行っている。

4. 成績・評価について

生徒 学校が出す学習の成績・評価について、納得できる。

保護者 学校は、子どもの学力や学習状況に対する評価基準を、適切に提示している。

教職員 学校は、生徒・保護者にわかりやすく、適切な評価基準を提示している。

5. 自学自習について

生徒 自分から計画的に学習（宿題、予習・復習、自主学習など）している。

保護者 学校は、自学自習力の育成を推進している。

教職員 自学自習力育成のため、学校全体で取り組んでいる。

6. 読書活動の推進について

生徒 学校では、朝読書など、読書活動に積極的に取り組んでいる。

保護者 学校では、読書活動に積極的に取り組んでいる。

教職員 学校では、読書活動に積極的に取り組んでいる。

7. キャリア教育について

生徒 授業や様々な学校での活動の中で、自分の生き方（自分らしさ、他の人や社会とのかかわり、進路など）について、考える機会がある。

保護者 学校は、学年に応じて、それぞれの生き方（卒業後の進路を含む）について、考えられるような指導（キャリア教育）を行っている。

教職員 学校では、生徒が自己の生き方を見つけられるよう、各学年に応じた系統的なキャリア教育を行っている。

8. 「心の教育」や規範意識の育成について

生徒 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶことができる。

保護者 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶ機会を設けている。

教職員 学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について指導している。

9. いじめ防止・対応について

生徒 学校では、いじめ防止の取組について学ぶことができる。

保護者 学校は、いじめ防止・対応について学ぶ機会がある。

教職員 学校は、いじめ防止・対応の取組を組織的に行っている。

10. 「食の教育」について

生徒 学校では、「食」の大切さについて、考える機会がある。

保護者 学校では、「食育」についての取組を推進している。

教職員 学校では、「食育」についての取組を組織的に行っている。